

## 指 名 停 止 業 者

商 号	所 在 地	指 名 停 止 期 間	指 名 停 止 理 由
石垣メンテナンス株式会社	東京都千代田区丸の内1-6-5	令和元年8月8日から 令和元年11月7日まで (3か月)	<p>石垣メンテナンス株式会社は、東京都が発注した浄水場排水処理施設運転管理作業の見積り合わせに関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月11日、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けた。</p> <p>この事実は、高松市指名停止等措置要綱別表第13号(独占禁止法違反行為)に該当する。</p>